



# 新温泉町の人権施策

## 新温泉町人権啓発推進条例

新温泉町には人権啓発推進条例があります。平成17年に兵庫県下で3番目に制定されました。その目的は「人権が尊重されるまちづくり」です。しかし、条例ができたからといってすぐにまちが良くなるわけではありません。「まちづくり」は「ひとづくり」という言葉があるように、まちをつくるのはそこに住んでいる住民です。一方、環境が人をつくるという言葉もあります。人は環境によっても成長していきます。人が環境をつくり、つくられた環境がまた人を成長させてくれる。そうしながら、そこに住む人と環境がお互いに高まりあいながら相乗効果を生み出し住み良いまちができていくと考えます。

条例の第3条には、「町民はお互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重のまちづくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする」と町民の責務がかかれています。このまちに住むすべての人がそのような意識を持ち、少しでもまちを良くしていこうとするならば、まちは必ずや私たち住民に今以上の幸せをもたらしてくれるものと信じています。

### (目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

### (町の責務)

第2条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

### (町民の責務)

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

### (人権啓発推進委員会の設置)

第4条 第1条の目的を達成するため、人権啓発推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(以下略)

## 新温泉町人権啓発方針

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であり、いかなる事由による差別をも受けることなく、権利と自由とを享有することができる。

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者（視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい）、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等、ホームレス、性的指向、性同一障がい者などのあらゆる差別・人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由、尊厳と権利、平等にかかわる問題である。

これらの差別・人権問題を解消するため、新温泉町人権啓発推進条例の目的、町及び町民の責務などを踏まえ、行政はもとより町民自ら、人権意識の高揚と差別・人権問題の解消に努め、お互いの人権が尊重され、差別のない誇りが持てる町、地域社会づくりに向け積極的に取組まなければならない。

## 基本姿勢

- 1 内閣同和对策審議会答申及び人権擁護推進審議会答申の理念並びに「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「新温泉町人権啓発推進条例」に基づき、人権意識の高揚を図る。
- 2 同和問題をはじめとするあらゆる差別・人権問題の解消を図るため、学校及び地域社会における人権教育及び人権啓発を推進する。
- 3 人権施策を協議する機関として人権啓発推進委員会を設置し、人権教育及び人権啓発並びに人権施策の推進を図る。
- 4 人権施策推進の行政機関として人権施策行政推進会議を設置し、人権施策を推進する。
- 5 人権教育啓発指導者の育成・確保に努める。
- 6 差別・人権問題に総合的に取組むため、担当部署の体制を強化するとともに、住民学習及び住民交流の拠点として文化会館の運営等の整備充実に努める。

## 人権啓発指導員研修会

新温泉町では、同和問題をはじめあらゆる差別の解消をめざして、人権教育及び人権啓発推進、人権尊重の意識の高揚を図ることを目的に、指導助言に当たる人権啓発指導員を配置しています。人権啓発指導員は、地域、各種団体、職場などで行われる人権学習会、研修会、講座等において、住民により身近な存在として、住民への人権啓発や指導・助言を行うことを目指して研修を重ねています。

本年度の学習テーマは「社会におけるこどもの人権～こどもが安心して暮らせる社会の実現をめざして～」、啓発ビデオは「あなたのいる庭」（令和6年度作成 兵庫県人権啓発ビデオ）を視聴しました。その後、講師としてお招きした鳥取市人権情報センター主任研究員の福壽みどりさんのお話を聞きました。

### <啓発ビデオの内容>

社会には、虐待や貧困、死別など様々な理由で保護者と暮らせず、児童養護施設など社会的養護のもとで暮らしている子どもたち、そして社会的養護下から自立したが、家族からのサポートを得られずに生きる人々（ケアリーバー）がいます。社会的養護の現状や実態を知る人は少なく、世間からの無理解と偏見にさらされ、居場所を見つけ出せず、進学や就職など生きる上で様々な困難に直面している現状があります。

次代の社会を担う子どもたちが自分らしく幸せに成長でき暮らせるように、社会全体で支えていかなければなりません。「子どもと人権」について改めて考え、誰もが一人の人間として尊重される社会の実現を目指すことを目的として、このドラマは作成されています。

### <福壽みどりさんの講話内容>

皆さんは、児童養護施設のイメージはどんなものがありますか。「孤児院」「大勢の子どもと一緒に暮らしている」「かわいそう」などでしょうか。児童養護施設は、「保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童」を対象にしていますが、2022年3月時点で全国に610か所、23,008人が暮らしています。

入所の理由は「父・母・父母の行方不明(18.5%)」「虐待(16.0%)」「父母の離婚(13.0%)」「父・母の入院(11.3%)」「父・母の就労(11.1%)」です。

但馬管内では朝来市に「乳児院・児童養護施設」があります。また、2023年豊岡子どもセンターでの施設等措置状況は、乳児院3件、児童養護施設4件、障害児入所施設福祉型1件、児童心理治療施設入所型1件、里親7件、自立支援ホーム4件となっています。2024年3月31日現在の施設在籍状況は、乳児院4人、児童養護施設22人、里親委託14人、障害児入所施設福祉型4人、児童心理治療施設2人の合計46人です。

子どもの虐待について話します。2021年度は、全国で68例、74名の虐待死が発生しています。内24人は心中による虐待死で、50人は心中以外の虐待死です。心中以外で亡くなった子供の年齢は、0歳が24人(48%)で直接の死因は「頭部外傷が28.9%」「頸部絞扼以外による窒息が15.8%」「主たる加害者は実母が40%」という状況です。

2023年度の豊岡子ども家庭センターでの相談受付件数は746件、相談の内訳は、「県・市町村から」が39.3%、「家族・親族から」が27.2%、「警察等から」が19.2%、「学校から」が4.8%、「保健所・医療機関から」が0.3%です。

また、新温泉町からは39件の相談受付をしています。養護相談(虐待8件、その他3件)、障がい相談(知的26件)、非行相談(虐待2件)です。

豊岡子ども家庭センターの受付総数746件は、数として多くないと感じるかもしれませんが、対児童人口で計算すると、神戸子ども家庭センターと明石子どもセンターを含まない県内7子ども家庭センター中、尼崎(51.1)、中央(34.5)加東(33.2)に次ぐ32.5です。

ケアリーバーについてお話しします。兵庫県内では毎年50人程度がケアリーバーになっています。(神戸市を除く)。

2018年～2022年度に退所した18歳以上の299人にアンケートを実施しようと思いましたが、69人に送付できなかったです。理由は連絡先不明や行方不明、連絡拒否などでした。アンケート結果では、児童養護施設入所中に体験できなかったこととして「買い物」「外食」「旅行」が上位を占めていました。また、社会に出て困ったことは、親がいれば相談したであろうことの相談ができない、親がいればできる些細なことを話題にする相手がないことなどでした。

私たちにできることは何でしょう。それは、施設で育つ子、施設出身者を「かわいそうな子」という目で見ない、「かわいそうな人」として接しないことです。そして、見守ることです。何か危険なことはいか、変なことはいかを見守ることが大切です。



## 各地区・団体人権学習会

新温泉町では、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、ハンセン病、性的少数者、インターネットによる人権侵害などの人権課題をテーマに、各地区住民、各種団体、町職員を対象にした人権学習会を年間延べ50回程度実施しています。

本年度の学習テーマは「社会におけるこどもの人権～こどもが安心して暮らせる社会の実現をめざして～」、啓発ビデオは兵庫県人権啓発ビデオ「あなたのいる庭」を使用しました。

### 各地区人権学習会

8月の差別をなくし人権文化をすすめる町民運動強調月間を中心に町内25会場で人権学習会を実施しています。温泉地区では主に集落を単位とした学習会、浜坂地区ではブロック単位、旧小学校区単位の学習会など様々な形で学習会を展開しています。



熊谷地区人権学習会（11/9）

### 各種団体人権学習会

町内の職場や団体、サークル等を対象にした学習会を実施しています。それぞれの団体が職場や文化会館などを会場にして積極的に人権について学んでいます。



民生・児童委員（温泉地区）  
人権学習会（9/25）

### 町職員人権学習会

新温泉町職員約600名を対象にした人権学習会を実施しています。毎年10月を中心に学習会を開催し、令和7年度は5日間、のべ11会場で実施しました。全職員がそれぞれの希望する時間帯での学習会に参加しています。この学習会は職員の勤務時間中に実施しており、職員は職務の一環として研修しています。



町職員人権学習会  
（7/25）

## 住民交流学習人権講座

文化会館を会場として、町民を対象に住民交流学習会を6月から10月まで毎月1回（年5回）開催しています。各地区の人権教育推進員や地域住民、文化会館運営委員など毎回40名以上の方々が学んでいます。

人権DVDを視聴し、その後人権啓発指導員の講話で学習を深めています。

### 第1回人権講座

開催日：令和7年6月25日（水）

テーマ：障がい

DVD「障害者は困っています」

人権啓発指導員：山崎香苗さん



#### (DVDの内容)

障がいのある人への差別をなくし、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会を目指して、2016年4月から施行されている「障がい者差別解消法」。それに伴い、自治体や公的機関では、障がい者に対して「合理的配慮」が義務付けられ、企業や商店などでは努力義務が課せられるようになりました。

このDVDは様々な障がい別に障がい者の実態と日常での困りごとを具体的に示しながら、主に、自治体や企業、商店など、障がい者と接する機会が多い人たちはどのようにして対応していけばよいか、合理的配慮の観点から描かれています。「合理的配慮」が私たちの日常に当たり前のこととして浸透し、自然にお互いを支え合う社会の実現を目指しています。

#### (山崎香苗指導員の講話内容)

障がい者とは、障害者基本法では「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けるもの」とあります。また、「障がい者」の区分には「身体障がい者」「精神障がい者」「発達障がい者」「知的障がい者」などがあります。今日のDVDに出てきたのは、身体障がい者のお話でした。身体障がいには、視覚障がい、聴覚障がい、平衡機能障がい、音声機能障がい、言語機能障がい、咀嚼機能障がい、肢体不自由、内部障がいなどがあります。

今日のDVDの表題は「障害者は困っています」です。障がいのある人は日常生活や社会生活に制限を受けることが多いです。これは、偏見という精神面と、物理的な不便さの両方があるのではないかと考えます。

2006年に国連で「障害者権利条約」が採択され、2016年には日本で「障害者差別解消法」が新しく制定されました。障がいのある方たちは長きにわたり多くの差別を受けてきました。まずは、障がいのある人への差別をなくし、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会を作っていくことが大切です。お互いに理解し合う努力をしようということです。そのためにはまず、「障がいのある人のことを知ろう」とすることが第1歩になると思います。

『障がいがあってもなくても、不完全なこの世界で自分なりの役目を果たそうともがいている。それなのに障がい者だけがまるで透明人間だ。差別や特別扱いする以前に「知らない」で終わっている。それが健常者と障がい者に壁ができる大きな原因だ。知れば世界は変わる』。これは芦原海さん（今年度8月の人権セミナー講師）の言葉で、私の大好きな言葉の一つでもあります。

「合理的配慮」とは、「障がいのある人が、障がいのない人と平等に人権や基本的な自由を享受できるよう必要かつ適当な変更及び調整を行うことです。これは特定の場合に必要とされるもので、過度の負担を課さない範囲で行われる」とされています。

たとえば、飲食店で、障がいのある人から「車いすのまま着席したい」と申し出があれば、テーブルに備え付けの椅子を片付けて車いすのまま着席できるスペースを確保したり、難聴や弱視の障がいのある人から筆談の申し出があれば、太いペンで大きな字を書いて筆談を行うといったことです。

今日のDVDでは、肢体不自由者で困っている人を見かけたら、まず声をかけ本人の意思を確認してから手助けをすることが大切だと言われていました。「本人の意思を確認する」ことが大切どころです。

また、車いすの人に話しかけるときは、腰をかがめ、同じ目線で話すことやそこに介助者がいても、介助者に聞くのではなく、必ず本人の意思を確認することが大切とも言われていました。

視覚障がい者に対しては、路上の点字ブロックの上に資材や物を置かないことや、視覚障がい者にこちらの意思を伝えようとするときはいきなり身体を触らないこと、画面拡大ソフトや文章音声化ソフトなどの情報が得やすい環境を用意することなどが考えられます。

「障害者差別解消法」と、それに伴う「合理的配慮」が日常生活の中に当たり前のこととして浸透し、自然にお互いを支え合うことが出来るようになって初めて、障がい者も健常者も豊かに暮らせる社会が実現できるのだと思います。

皆さんの周りに、身体が不自由で日常生活でお困りの方はいないでしょうか。私たち誰もが、もっと歳をとれば、身体が不自由になり、視覚や聴覚に不自由を感じたりすることが起こるかもしれません。その時、今日のDVDで視聴したような配慮をしてもらったらどんなに助かることでしょう。

障がい者を特別と考えるのではなく、これから迎える超高齢化社会では、障がいがあることが誰でも起こりえることとして、社会全体でバリアフリー化を進め、合理的配慮を確保することでインクルーシブな共生社会を実現することができるようにしなければなりません。少し難しい言い方になりましたが、自然にお互いを支え合うことが共に豊かに暮らせるということではないでしょうか。

## 第2回人権講座

開催日：令和7年7月23日（水）

テーマ：人権の歴史

DVD「差別のない社会へ～私たちはどう生きるか～」

人権啓発指導員：田中千尋さん



### (DVDの内容)

小・中・高等学校の教科書には、2000年代の初めまでに大きな変化が起きました。人権の歴史では、部落問題に関する記述が大幅に増加し内容も豊かになってきました。

また、歴史の教科書の最後には、現代の様々な課題が取り上げられています。例えば、環境問題などに加えて人権課題がいくつも取り上げられています。

これらの人権課題を、私たちがこれからどう解決していくかについて作成されたこのDVDの中心場面は、「部落」「障がい者」「在日外国人」「定住外国人」の4人の当事者の発言で構成されています。

取り上げた課題は少ないですが、人権課題全体へ発展させることができる内容となっています。

### (田中千尋指導員の講話内容)

今日の学習のテーマは「人権の歴史」です。

私たちはなぜ歴史を学ぶのでしょうか。

それは、私たちの未来を考えるために歴史が必要とされているからです。社会の中の問題を解決するために歴史が役に立ちます。歴史は、人々が過去にどのようにして課題を克服しようとしたのかを教えてくれるからです。より良い社会を創り出そうとする人々の姿に学ぶことで、私たちはより平和で豊かな社会を追い求めることができるのです。(中学校教科書『新しい社会 歴史』より)

現在の中学校社会科教科書は、人権の歴史や部落問題に関する記述が大幅に増加し内容も豊かになっています。

特に、社会と被差別身分の人たちとの関係を多く取り上げるようになりました。

中世河原者の庭造りや江戸時代の身分制度、洗染一揆、解体新書、解放令、水平社、戦後の同和施策などです。教科書の記述内容を紹介します。

『部落差別とは被差別部落の出身者に対する差別のことで、この問題は同和問題ともいわれています。江戸時代に差別されていた「えた身分」「ひにん身分」は明治時代に「賤称廃止令」（いわゆる「解放令」）によって廃止されました。しかし、その後も就職や教育、結婚などの面で差別は続きました』

『これに対して、差別を打ち破ろうとする部落解放運動が起こり、1922（大正11）年には全国水平社が結成されました。1965（昭和40）年に同和对策審議会が出した答申は、部落差別の撤廃は国の責務であり国民の課題であると宣言しました。これに基づいて法律が整備され、対象地域の人々の生活を改善する同和对策事業や差別をなくす啓発活動が推進されてきました』

『しかし、今なお差別は解消されておらず、2016（平成28）年には、部落差別解消推進法が制定されました。今なお就職や結婚などの差別やインターネット上の差別的な表現もみられます』などです。

また、部落差別以外の人権課題についても、女性、障がい者、外国人、アイヌ、在日韓国・朝鮮人、在日外国人、ハンセン病、性的指向や性自認、エイズ患者、HIV感染者など各教科書会社によって重点を置く課題は違っていても様々な人権課題を取り上げて詳述しています。

それでは、差別を禁ずる法律はあるのでしょうか。

日本国憲法では、第11条で「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」であることを規定した上で、第13条で「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」の尊重をうたっています。第14条では「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と「法の下での平等」を定めています。この14条の『社会的身分』こそが、実は単なる身分的地位ではなく「部落差別」そのものを指しているのです。部落差別は決して許されないということです。

差別をなくするために行われている国内外での法律や取り組みには様々なものがあります。

人種差別撤廃条約、SDGsの取組、BLM運動やLGBTQの人々を支援する動き、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、アイヌ民族支援法などがあります。

部落差別解消推進法の第1条には『この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、・・・すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題である・・・』と記述されています。

差別解消に向けて、私たち一人ひとりは何をすればよいのでしょうか。

- ① 差別があることに気づく
- ② 自分の言動が差別でないか考える
- ③ 差別される人たちでなく、差別する側が考える
- ④ 勇気をもって『差別はおかしい』という
- ⑤ 人を差別するのではなく、尊敬する心を大切に
- ⑥ 自分の身の回りから差別をなくそうと行動することではないでしょうか。

### 第3回人権講座

開催日：令和7年8月27日（水）  
テーマ：社会におけるこどもの人権～子供が安心して暮らせる社会の実現をめざして～  
DVD「あなたのいる庭」  
人権啓発指導員：日浦 智さん



#### (啓発ビデオの内容)

社会には、虐待や貧困、死別など様々な理由で保護者と暮らせず、児童養護施設など社会的養護のもとで暮らしている子どもたち、そして社会的養護下から自立したが、家族からのサポートを得られずに生きる人たち（ケアリーバー）がいます。社会的養護の現状や実態を知る人は少なく、世間からの無理解と偏見にさらされ、居場所を見つけ出せず、進学や就職など生きる上で様々な困難に直面している現状があります。

次代の社会を担う子どもたちが自分らしく幸せに成長でき暮らせるように、社会全体で支えていかなければなりません。「子どもと人権」について改めて考え、誰もが一人の人間として尊重される社会の実現を目指すことを目的として、このドラマは作成されています。

#### (日浦 智指導員の講話内容)

今回の学習テーマは「社会におけるこどもの人権」です。

今見ていただいたDVDには児童養護施設が取り上げられていました。

児童養護施設とは、保護者のいない児童や、保護者がいても様々な理由で養育が適切でない子供たちを入所させ養育する施設です。そこでは、子供の生活を保障し、自立を支援することを目的としています。

子供たちは、決して施設で隔離されているのではなく、地域に住み、地域の学校園に通いながら生活しています。一時的に避難しているだけで、子どもたちには何の問題もなく、家庭に住む子供たちと同じで、地域に住み、地域で育てられる子供たちです。

児童養護施設は全国に610か所あり、そこで23,008人が暮らしています（令和4年3月現在）。

入所対象者は「保護者のいない児童」「虐待されている児童」「その他、環境上養護を要する児童」です。具体的理由としては「父母の行方不明（18,5%）」「虐待（16%）」「父母の離婚（13%）」などです。

DVDの中で「ケアリーバー」という言葉が出てきましたが、ケアリーバーとは、社会的養護（児童養護施設や里親家庭など）の下で育ち、原則として18歳になったことでその施設を離れ、社会の中で自立していく若者のことを言います。社会の中で自立しようとする姿は他の若者と同じです。ただ、違っているのは、安心、安全な居場所から離れることを余儀なくされたり、困り感や課題に対して頼れる身近な家族や人が乏しいということです。

そして、DVDの中には、気になる言葉がたくさんありました。

『親と暮らせない子たちね。ああいう子たちってなんか・・・ねえ』

『ねえ、大丈夫ですか？あんな子たちを出入りさせて・・・』

『同情したくなる気持ちはわかるけど、あんまりかわからない方が・・・』

『児童養護施設っていうと暗いとか、かわいそうとか・・・私たちのこと知らないから・・・』

『「あんなんか、産まなきゃ良かった」って あん人は私の気持ちとか幸せとかどうでもいいんだよ。だったら産むな』

『子供には、「この人なら大丈夫だ」って思える安心できる大人が必要なんです』

また、ケアリーバーたちが直面している問題は、

『進学したくても経済的な理由であきらめたり、寮付きの仕事を探すのが精いっぱい・・・』

『進学したんです。奨学金で何とかなるだろうと思って。でも結局、経済的に・・・中退です』

『就職してからも、私が施設の出身者だとわかると「あいつは育ちが悪いから」って・・・』などです。誰もがみんな、幸せになりたいと思っています。しかし、自分だけの力では「辛さ」を抱えて動けない人がいるのも社会の現実です。ほんの少し敏感になって気持ちを汲み取りお互いを尊重し合う『一言』が大切ではないでしょうか。

今日のDVDのテーマは「あなたのいる庭」。その意味は「安心できる居場所」ではないでしょうか。

人権意識を高めるには何事も『我が事として考え、正しく知る』ことです。

そして、誰もが『自分は大切にされている』『自分はここにいていい存在なんだ』と思えるような居場所を持つことが大切なことだと思います。

## 第4回人権講座

開催日：令和7年9月24日（水）

テーマ：同和問題

DVD「近世の身分制度と被差別民」

人権啓発指導員：日浦 智さん



### (啓発DVDの内容)

徳川政権が権力を握っていた近世には身分制度がしかれ、支配する身分である武士と支配される身分である平民（町人、農民など）、「賤民」（かわた、長吏、三昧聖など）の間で厳しい身分差別が存在していました。上方（大坂）と江戸（東京）に居住していた被差別民について、文献や絵図などを通して詳しく見ていきます。

また、被差別身分の人々は、厳しい身分差別を受けていただけではなく、当時の社会にとって必要不可欠な役目もおこなっていました。かわた、長吏、三昧聖の人々はどのような役目を担っていたのでしょうか。上方（大坂）と江戸（東京）と比較しながら文献や絵図などを通して具体的に見ていきます。

### (日浦 智指導員の講話内容)

今日のDVDは2部構成になっていました。前半は「近世の身分制度と差別」、後半は「被差別民の役目と生活」です。

江戸時代の少し前の戦国時代には農業の生産力が向上し、村の自治が進化し、村が年貢をとりまとめ領主に納める仕組みが完成しました。そして、豊臣秀吉による検地が始まり、どの土地がどの村に属するか決められ各村の生産高が決定され、それに見合う年貢を毎年納めなければならなくなりました。これを「村切り」と言いました。

しかし、この村切りの際に「かわた」身分だけは独立した村とは認められず、近くの「本村」の一部としての「枝郷」とか「枝村」として位置づけられ、年貢などは「本村」がまとめて領主に納めることになりました。

また、農業に必要な用水や共有地の利用についても「かわた」身分には制限が加えられることが度々ありました。さらに、訴えを起こす場合でも本村を通してしか訴状を作れませんでした。死んだ後も、かわた身分は、本村とは別の墓を作って埋葬するのが常でした。

江戸時代の大坂には市内の中心地から外れた、しかも低く湿った場所に「渡辺村」というかわた身分の人々が住んでいた村がありました。かわた身分のほかにも非人身分の人々が住んでいた地区が4か所ありました。そこは、天王寺、鳶田、道頓堀、天満で「四ヶ所」と呼ばれ、市中から離れた場所にありましたがいずれも居住環境の悪い場所に強制移住させられていたのです。

他にも、大坂市中には葬儀、火葬、墓地の管理などの業務を担っていた「三昧聖」と呼ばれた被差別民がいました。彼らは、人の死に対する「けがれ」という考え方から差別の対象とされていました。「三昧聖」は墓地の近くで「坊舎」と呼ばれた家屋に集団で居住していましたが、やはり市中から離れた場所に置かれていました。

身分制度は、江戸時代を通じて幕府や各藩で厳しく行われてきました。岡山藩では税制の立て直しのために改革を行いました。その際、かわた身分の人々だけ『家紋のついていない渋染めか藍染で染めた衣服に限る』と命じました。これに対して、かわた身分の人々は激しく抵抗しこの命令を撤廃させました。これが「渋染一揆」と呼ばれたものでした。この一揆のほかにも各地で生活を守る戦いや、差別政策に反対する戦いが展開されました。

このように、各地で展開された被差別民衆の戦いの意義は大きく、私たちが忘れてはならない史実であると言えます。

次に「被差別民の役目と生活」を見ていきます。

大坂の「渡辺村」のかわた身分の人々は普段、犯罪人の処刑時の刑場の準備や後片づけ、死体の処理、火事の際の火消しなどを行っていましたが、他にも、重要な役目の一つに太鼓づくりや太鼓の皮の張替えがありました。

かわた身分の人々には牛馬が死んだ場合に無償で引き取ることができる権利（草場権）が与えられ、集められた死牛馬の皮をなめし、太鼓の皮の張替えや雪駄づくりに利用しました。

他にも、芸能や冠婚葬祭時のお祝い事やお祓い事、死者の弔い事などにも従事していました。さらに、江戸時代の医学にも被差別民は深く関わっていました。杉田玄白が刊行した「解体新書」は「エタの虎松」の祖父の力を借りてまとめ上げたものでした。

このように、被差別民が果たした役割は実に多様で、しかも大きな意味があったといえます。

しかしながら、このように社会に大きく貢献した人々に対する差別は社会に根強く存在していました。

このような史実は、今現在、私たちが部落差別問題を考える上で大変重要な意味を持っているといえます。

なぜ、このような部落差別が始まったのか、そして、なぜ、今も厳然と続いているのか、私たち一人ひとりが、真実を学習し、何が正しいのかを追求していくことが重要ではないでしょうか。

## 第5回人権講座

開催日：令和7年10月22日（水）  
テーマ：みんなで考えるLGBTs  
DVD「性的指向と性自認」  
人権啓発指導員：大森真次さん



### （啓発DVDの内容）

統計によると、人口の約8%前後がLGBTsであると推定されています。しかし、学齢期の早い段階での教育を待ち望まれているが、教員自身の正確な知識や理解が追いついていないという現状もあります。

このDVDでは、性の多様性を解説し、LGBTsを取り巻く社会の動きなども紹介し、その理解を深めることをめざしています。

### （大森真次指導員の講話内容）

今日お話しする主な内容は、①「LGBTsとは」②「性的少数者が直面する課題」③「様々な取り組み（学校・企業・社会）」④「これから自分たちにできることは？」です。

「LGBTs」とは「性的少数者の総称」を意味します。

「L」はレズビアン：女性同性愛者、「G」はゲイ：男性同性愛者、「B」はバイセクシュアル：両性愛者、「T」はトランスジェンダー：身体と心が一致しない者、「S」はその他の様々な性のあり方を持つ者を指します。

「性」のイメージで言えば、「体の性」は生まれたときの性（生物学的）、「心の性」は性自認（GI）、「好きになる性」は性的指向（GO）、「表現する性」は性別表現（呼び方、服、髪型など）があります。

また、「SOGI」という言葉があります。「SO」は性的指向：どんな性を好きになるか、「GI」は性自認：自分自身の性をどのように認識しているかです。つまり、「SOGI」は「すべての人に関わる性」でもあります。あなた自身を見つめてみてください。「体の性」は（男・女）、「心の性」は（男・女）、「好きになる性」は（男・女）、「表現する性」は（男・女）。どのように当てはまるでしょうか。性的少数者の人たちが直面する課題には次のようなことが考えられます。

- ・性的指向や性自認を揶揄する発言「ホモ」「オカマ」「レズ」「おなべ」「おねえ」「あっち系」など
  - ・性的指向や性自認に関するいじめや、ハラスメント ・性自認の更衣室やトイレが使えない
  - ・性自認と異なる制服の着用が辛い ・履歴書の性別と外見が異なるため、就職活動が不安
  - ・公的書類の性別と外見が異なるため、行政窓口の手続きが不安
  - ・性自認や性的指向について相談できる場所がわからない
- 次に、課題に対する様々な取り組み例を紹介します。
- ・学校では制服を従来の学生服、セーラー服をブレザーに変更
  - ・トイレの入り口を隠す（男子トイレ、女子トイレ）
  - ・保険金の受け取りに同性のパートナーも可能
  - ・休暇制度の充実や服装の規定緩和
  - ・住宅への入居や病院への面会は同性パートナーも可能
  - ・性別適合手術を保険適用にする
- などがあります。

2020年のLGBTQの子供たちへのアンケート調査結果では、「自分が性的少数者であることを保護者に相談できない」という子どもは、91.6%であることがわかりました。

また、OECD（経済協力開発機構）の性的マイノリティに関する法整備ランキングでは、日本は35か国中で34位であることがわかりました。

このような中、「これから自分たちにできることは何か」を考えてみます。

- ・多様な性について理解する
- ・アウティング（暴露）は絶対にしない
- ・相談できる体制づくり（悩みを聞く姿勢）
- ・法制度の整備
- ・幅広く「人権」について学ぶこと

などではないでしょうか。

昨年実施した「人権に関する新温泉町民の意識調査」では、「あなたの身近なところにLGBTの人はおられますか」という設問に、6.4%の人が「いる」と答えています。町民の15人に1人が「自分の身近なところにいる」という結果です。普段の生活ではほとんど意識していませんが実際に身近なところにおられるということがわかっています。

お互いに他人事と思わずに、自分事として考え、誰もが幸せに生きていける社会の実現をめざしていきたいものです。

## 文化会館教養教室講座

文化会館は昭和53年に設立され、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざし、住民の福祉の向上と人権啓発の推進、住民交流の促進を図るため、人権啓発活動や人権学習会、住民交流会などに取り組んでいます。

本年度は、住民交流を目的にした教養教室講座は6講座を開講し、53名の地域住民が教養と交流を深めています。

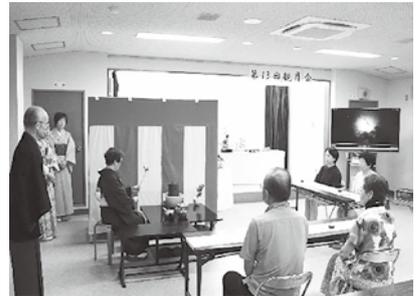
### 茶道教室

乙野先生のご指導で月に1回、テーブル席での稽古です。

お点前の作法をなかなか覚えられずにいると、先生より「習うより慣れろ」と言われます。

続けることでたくさんの方々との交流があり、慣れることで何か一つでも身につくのではと思います。

美味しいお菓子と抹茶で一服いかがでしょうか。(教室生)



### 生け花教室

“引き寄せられる花の魅力”って何だろう！

爽やかな気持ちを持った花好きな仲間が毎月第三火曜日に集まり、深呼吸をしながら集中して一本一本の花に想いを込め、それぞれの技術と感性の中で自由闊達に活かしています。

生け花が終わった後は、“わいわいがやがや”と、品評会を楽しみ、静寂と喧騒のなかで花から大きな生命力を授かります。

是非ともご一緒に生け花を楽しんで見ませんか。(教室生)



### つまみ細工教室

つまみ細工講座も3年目となりました。講座生の方々も1年目から3年目まで和気あいあいと月2回の教室を楽しんでいます。

今年は最終講座ということで大変残念ですが、一つ一つ可愛い小物を作りながら交流を深めていけた事が何より楽しかったです。最後になりましたが、野田先生ありがとうございました。

(教室生)



## 料理教室

毎月1回の料理教室です。季節の野菜を使った料理、お菓子など、先生に指導していただきながら、皆で考え、楽しんでいます。1回の教室で2～3品作っています。気軽に参加してください。(教室生)



## 着付け教室

着付け教室では、季節にあわせた浴衣や着物の着付けの仕方、様々な帯の結び方を習っています。

初心者の私たちでもわかりやすく丁寧に先生はいつも教えてくださいます。

先生にお手伝いしていただきながらどうにか着物を着ることができ、鏡を見たときとても晴れ晴れした気持ちになります。

そして、仲間と写真を撮ることも。

この教室を通して、先生に「着物」の魅力をたくさん教えていただいています。(教室生)



## 焙煎珈琲教室

焙煎珈琲教室では、美味しいコーヒーを追求し、毎回楽しく味わっています。

産地の違う種類の生豆を、焙煎のやり方、ドリップの注ぎ方等のこだわりで毎回発見いっぱいです。

観月会や文化祭のバザーでは、挽きたての珈琲は大変好評です。(内緒で「水」にもこだわっています)

家に帰っての薫り高いコーヒータイムで“家庭円満”。

和気あいあいの教室は楽しいですよ！(教室生)



## 住民交流事業

文化会館では、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決をめざして住民交流事業を展開しています。主な事業は、観月会、文化祭、高齢者を対象にしたふれあい交流会です。

### 住民交流事業

- ふれあい交流会 令和7年2月13日(木)
- 観月会 令和7年10月6日(月)
- 文化祭 令和7年12月7日(日)

### ふれあい交流会



2月13日(木)、文化会館の交流事業のひとつ、「文化会館ふれあい交流会(旧:高齢者交流会)」を開催し、18名の方に参加をいただきました。

最初に「健康講座」として、新温泉町保健福祉センターの得田美喜子管理栄養士から「フレイル予防について」のテーマでお話を聞きました。

「フレイル」とは体力や気力の余力が減り、心や体、社会的な機能が低下した状態のことであり、長期間放置していると「要介護状態」になる危険性が高くなる。①美味しいものが食べられなくなった②疲れやすく何をするのも面倒だ③体重が以前より減ってきた、これらのうち一つでも当てはまると気を付ける必要がある。しかし、3つのポイントでフレイル予防ができる。「栄養」(バランスの取れた食事を3回しっかり取る)「身体活動」(ウォーキング・ストレッチなど)「社会参加」(趣味・ボランティア・就労など)。運動と合わせてしっかりと栄養を取ることで効果的なフレイル予防と改善になることなどを学習しました。

続いて、美方警察署の森警部補と栢田巡查部長から、「交通安全と防犯について」のお話を聞きました。

令和6年の美方警察署管内の交通事故の発生件数は、人身事故36件(令和5年は66件)、物損事故885件(令和5年は840件)、死亡事故2件(令和5年は1件)であった。人身事故の発生は火曜日と水曜日が多く、時間帯では午前9時から10時台、午後1時から2時台が多い。事故の原因は前方不注意が最多で、次にハンドル・ブレーキ操作ミスである。

70歳からの免許更新は「三度目の正直」と覚えてほしい。はがきが来れば、①電話(講習予約、教習所)②講習(教習所)③警察(更新)。このことを覚えて免許が失効されないように留意してほしい。

防犯のお話では、SNS型投資・ロマンス詐欺が多発している。兵庫県下では令和6年11月末時点で被害件数852件、被害額99億円である。「還付金があります」「ATMに行ってください」「キャッシュカードを預かります」「暗証番号を教えてください」などの電話はすべて詐欺だと思え、など多くのことを学びました。

人権学習では、「ネット社会における部落差別と人権」をテーマにした人権啓発DVD『大切な人』を視聴しました。

現代社会におけるインターネットは利便性が高く、SNSや動画投稿サイトなどを通して自由に意見表明することができるが、一方で、インターネット上では、部落差別・外国人差別といった偏見や差別を助長するような情報を発信する行為が見られる。また、インターネット上の一部の情報が、誤った認識や差別意識を助長し、表現の自由を逸脱した許されない行為もある。差別のない社会、誰もが一人の人間として尊重される社会の実現を目指すことを目的としたドラマでした。

そして、参加者の皆さんがお待ちかねの手作り昼食は、文化会館料理教室生の8名の方々に腕を振っていただきました。

この日の献立は、「赤飯」「手作りハンバーグ」「含め煮」「スイートポテト」「卵の信田煮」「つみれ汁」でした。大変美味しい食事を提供していただきました。

とても、楽しく有意義な交流会になりました。

## 観月会



文化会館では、毎年、中秋の名月にあわせて観月会を実施しています。

文化会館では現在、6教養講座教室で42名の教室生が活動していますが、教室生の交流を主目的とした文化会館観月会を10月6日（月）に開催し、30名の方に参加いただきました。

午後6時30分に開会した観月会は、人権学習でスタートしました。今回の学習テーマは「無縁社会と家族～生きること つながること～」で人権ビデオ『ヒーロー』を視聴しました。

お茶席では、最初に「お点前のいただき方」を茶道教室講師にご指導いただき、その後、講師が見守るなか、着付け教室講師に着付けをしていただいた茶道教室生の方々にお点前をしていただきました。

お点前は「点茶盤にて平点前」、茶道具は、茶碗は「絵唐津：13代中里太郎衛門」「秋草に芒の絵」「兎：鳥獣戯画」など、棗は「春秋棗：陽斎」、茶杓は「沖縄民芸茶杓」、床飾りとして、「和敬清寂：寿福寺：松涛泰宏」を飾り、大変厳かな雰囲気の中味わい深いお茶をいただくことができました。

珈琲席では、焙煎珈琲教室生が、会場内でグアテマラ、キリマンジャロ、コロンビアの3種の生豆を焙煎しました。香り豊かな挽きたての珈琲は大変美味しくいただくことができました。

生け花は、生け花教室講師に、リンドウ、孔雀草、ワレモコウ、山にしきの4種の花材を使って初秋を感じさせる「秋の野山」をイメージした作品を生けていただきました。

つまみ細工教室講師には、丹後ちりめんを使用し「満月を背に餅をつく兎」を制作していただきました。料理教室講師と教室生には十五夜にちなんで、15個のお団子を三宝に積み上げたお月見団子、今秋に収穫された薩摩芋、クルミ、里芋、栗・かぼちゃをお供えし、お茶席菓子には抹茶羊羹、珈琲のお供としてクッキーを作っていただきました。

教室生の手作りによる観月会は教室生同士が交流を深め、心が癒えるすばらしいひと時になりました。

## 文化祭



本年度は、12月7日（日）に『第33回人とひとをつなぐ文化会館文化祭』を開催し、200名を超える町民の皆さんにご来場いただき交流を深めることができました。

1階ホールには、生け花教室生の『色彩（いろいろ）』をテーマにした小原流生け花が会場を飾り、作品展示では、一輪挿しの陶芸作品、写真、つまみ細工、短歌、着物を洋服にリメイクした作品など多くの作品が披露されました。

バザーでは、料理教室生手作りの、新温泉町産の新米コシヒカリと但馬牛を使ったコクのある「カレーライス」、日高昆布でだしをとった「きつねうどん」、鶏肉、山菜、人参、椎茸、筍が入ったもちもち感のある「山菜おこわ」を美味しくいただきました。

1階のお茶席では、着付け教室講師に着付けをしていただいた茶道教室生による「点茶盤にて盆略点前」で入れたお茶をととても美味しくいただくことができました。

また、2階大会議室では、ブラジルショコラ、ブラジルハニー、タンザニアキリマンジャロ、インドネシアマンデリン、グアテマラの5種類の生豆を焙煎珈琲教室生がその場で焙煎した香り豊かな珈琲をいただきながら、浜坂の北村健二さんが作詞・作曲し、歌手水瀬団さんが歌う『君が帰る港町』を大型TVで鑑賞することができました。大変盛り上がった時間でした。

「ささゆり・ひまわりの学習体験発表」では、浜坂中学校の生徒が、転地学習で訪れた名古屋市の人権啓発センターでの様子を、浜坂北小学校の7名の児童が、部落差別問題やインターネットでの人権問題など、一年間の学習の成果を発表してくれました。

「中学生の人権作文発表」では、浜坂中学校3年生の西村颯也さんが『おばあちゃんの声に気づいて』、浜坂西小学校6年生の谷口史弥さんが『平和な世界のために』と題してそれぞれ発表してくれました。素晴らしい人権作文でした。

# 新温泉町人権教育協議会

新温泉町人権教育協議会は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等をめぐるさまざまな人権課題の解決や、豊かな人権文化を構築するための教育および啓発の推進を目的に5つの部会を設置し、さまざまな取組を展開しています。

## 1 社会教育部会

人権尊重社会を築くため、町内に暮らすすべての人々が人権問題を単に知識として理解するのではなく自らの問題としての気づきを大切に、人権問題に直感的に気づく感性や人権感覚をはぐくみ、あらゆる場面に生かせるよう正しい知識と行動につなげることを目的に年6回の人権セミナーを実施しています。

### 第1回人権セミナー（性の多様性）

開催日：7月3日（木）  
演題：性の多様性について～当たり前ってなあに？～  
講師：前田 良さん（Like myself 代表）

性の多様性から生き方について学ぶことの大切さを話されました。特に「世の中にはいろんな人がいます。いろんな生き方があります。いろんな性があります。そしていろんな家族の形があります。これからも自分らしく生きることのすばらしさを考え、さまざまな出会いを大切にしてください」と社会を生きていくために必要なことを学ぶことができました。



### 第2回人権セミナー（障がいのある人の人権）※新温泉町人権を考えるつどい

開催日：8月2日（土）  
演題：健常者と障がい者にある壁を壊すために必要なこと  
講師：葦原 海さん（モデル）

障がい者の人権は「皆さんと同じように一人ひとりと向き合い、知ることから始まる」ということ、そして何よりも障がいの有無にかかわらず、自分の好きなこと、得意なこと、挑戦したいことなど、これから生活していく中でぜひ積極的に取り組んで欲しいと話されました。



### 第3回人権セミナー（同和問題）

開催日：9月4日（木）  
演題：和太鼓を通して、培ってきたもの  
講師：山田 哲生さん（和太鼓集団「熱光（ひかり）リーダー」）

講演では、和太鼓の演奏や縦笛の力強い演奏に魅了されました。太鼓を通してあらゆる差別に負けないため、力強く生きることや仲間を大切にする気持ちを持つこと、共に人権とは何かを考えていくための不可欠なこととして、人権学習の機会をつくり、常に学習し続けていくことが大切であると話されました。



### 第4回人権セミナー（高齢者の人権）

開催日：10月2日（木）  
演題：高齢者の人権～超高齢社会に生きる私たち～  
講師：雁金 準一さん（（公財）兵庫県人権啓発協会 研修講師）

超高齢社会の中で生きていく私たちに求められることは、住み慣れた地域で生活をし、地域社会のさまざまな活動に参加していくための環境づくりを進めていくこと、また医療・福祉・雇用などの政策もあわせて、一人ひとりが高齢者の人権について考えていく必要があると話されました。



## 第5回人権セミナー（子どもの人権）

開催日：11月6日（木）

演題：子どもの安心・安全を育む

～子どもたちが性暴力被害者・加害者・傍観者にならないために～

講師：繫原 美保さん（子どもと女性のエンパワメント e・らぼ）

子供たち一人ひとりが安心して生きていくために、私たちができることは「安心」「自信」「自由」の3つの土台を作り上げていき、日頃から子どもたちとの関わりについて考えること必要であると話されました。



## 第6回人権セミナー（災害と人権）

開催日：12月4日（木）

演題：一人ひとりを大事にする災害対応

～災害ケースマネジメントのポイント～

講師：津久井 進さん（芦屋西宮市民法律事務所 弁護士）

災害に関する法律を変えるだけでなく、被災の影響を一人ひとり個別に把握し、伴走型の支援が不可欠であるための災害ケースマネジメントの考え方が必要であると話されました。



## 2 学校教育部会

○主な事業内容

⇒全体研修会、指導者研修会、合同研修会、PTA 教職員合同人権研修会

学校教育部会は、県の「人権教育基本方針」及び町の「人権啓発方針」等に基づき、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題の解決に向けた教育を発達段階に応じて推進することで人権意識の向上に努めます。

### 【全体研修会 開催日：6月18日（水）会場：浜坂中学校】

就学前部会から高校部会までの教職員が一堂に会し、今年度の学校教育部会の実践方針、事業計画、予算を確認し共通理解を図りました。また新温泉町人権教育事業「ささゆり・ひまわり」の取り組みや歴史・概要について共通理解を図り、その後各部会に分かれて今年度の活動テーマや活動方針、研修会の実施内容について協議しました。



### 【指導者研修会 開催日：7月29日（火）会場：町民センター】

関西大学社会学部准教授の内田龍史さんをお招きし、「部落差別の現状と課題～今後の展望と人権教育のあり方」をテーマとして講演されました。差別をなくすためには、出会い・学び・経験することが大切であり、一人ひとりが幸せに生きていくための基盤である、自分と他者の人権を大切にすることが求められますと話をされました。



### 【合同研修会 開催日：11月7日（金）会場：浜坂北小学校】

人権公開授業・人権講演会を実施しました。人権講演会では、関西国際大学教授の中尾繁樹さんをお招きし、「デジタル時代の新しい子育て～子どもの心の根っこを育てるヒント～」をテーマとして講演されました。タブレットやスマホは非常に便利なツールであるが、使い方が問題であり、利用するにあたっては使い方を研究し、意欲や学力が伸びる適切な活用方法を研究し、発信することが必要である。



## 3 企業部会

○主な事業内容

⇒各種団体・企業等による研修会、但馬地区人権教育研究協議会主催の企業部会研修会

明るい職場づくりをめざしていくことで一人ひとりの人権が尊重され、生きがいのある職場づくりの実現を目的として、今年度は但馬地区人権教育研究協議会が主催する企業部会に参加し、「職場のハラスメント」についての学びを深めました。

## 4 地域部会

○主な事業内容

⇒人権研究大会、地区交流教育事業、人権教育推進員研修会の実施

差別のない明るいまちづくりの推進をめざし、今年度は豊岡市で開催された但馬地区大会兼中央大会（豊岡市）、全国人権同和教育研究大会（大阪府）に参加し、全体会や分科会を通して、人権教育や人権啓発についての学びを深めました。

## 5 啓発部会

○主な事業内容

⇒町人教啓発広報紙「えがお」の発行、啓発資料等の収集と活用

人権を尊重した差別のない明るいまちづくりの推進並びに、町民の皆様にも人権について少しでも考えていただく機会を提供するために、町人教だより「えがお」の発行を行っています。主に町人教主催の事業や啓発物の紹介、編集委員のつぶやきなどの啓発を行っています。

## 部落差別解消推進法

部落差別の解消に向けて、国や地方自治体に対し、相談体制の充実や教育・啓発活動、実態調査などの取り組みを求める「部落差別解消推進法」が平成28年12月16日に施行されました。この法律は、現在も部落差別があるとしたうえで、インターネット上に差別的な情報が掲載されていることなどを踏まえ、国には基本的人権を保障する憲法の理念に基づいて差別の解消に向けた施策を講じる責務があると明記しています。

### 第1条では

「現在もなお部落差別が存在する」とし、「日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである」とした上で、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ことを目的としています。

### 第2条では

部落差別の解消に関する施策は「部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努める」ことによって行われなければならないとしています。

### 第3条では

国は「部落差別の解消に関する施策を講ずる」などとし、地方公共団体は「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」とし、国及び地方公共団体の責務を定めています。

### 第4条では

国は「部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図る」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努める」とし、相談体制の充実をうたっています。

### 第5条では

国は「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める」とし、教育及び啓発の推進をうたっています。

### 第6条では

国は「部落差別の実態に係る調査を行う」としています。

依然として部落差別が存在する現状を踏まえ、部落差別の解消に向け、国、地方公共団体が相談、教育、啓発等の施策に一層取り組むことになりました。

(参照：兵庫県・兵庫県人権啓発協会「人権文化をすすめるために」)

## 障害者差別解消法

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月「障害者差別解消法」が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

この法律では「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

この法律は何を目指していますか

障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目指しています

国と地方公共団体の責務は何ですか

障がいを理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施しなければなりません

国民の責務は何ですか

障がいを理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければなりません

「不当な差別的取り扱いの禁止」とは何ですか

国、都道府県、市町村、会社、商店などが、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止することです。

具体的にはどんなことが禁止されますか

正当な理由もなく

- ・受付の対応を拒否する
- ・本人を無視して、介助者や付き添いの人だけに話しかける
- ・学校の受験や入学を拒否する
- ・保護者や介助者が一緒にいないと店に入れない など

「合理的配慮の提供」とは何ですか

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重過ぎない範囲で対応することです。

具体的にはどんなことを配慮されますか

- ・声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応します。
- ・お金を渡すときに紙幣と貨幣に分けて種類ごとに直接手に渡します。
- ・入学試験において別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可します。
- ・障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に会場の座席位置を入り口付近にします。
- ・意思疎通のために絵や写真などを活用します など

## 本人通知制度

原則、本人とその配偶者または直系親族等しか請求できない戸籍謄本、戸籍抄本等をそれ以外の第3者が請求し、自治体が交付した場合、自治体が証明書を交付したという事実を戸籍の本人へ通知してくれる制度です。

戸籍には何が記載されていますか

氏名、生年月日、戸籍に入った年月日とその理由、実父母の氏名、実父母との続柄、養子の場合は養親の氏名、養親との続柄、夫婦の場合は夫又は妻である旨、他の戸籍から入った場合はその戸籍の表示などが記載されています。

他人の戸籍は誰でも請求できますか

戸籍は、大変重要な個人情報です。戸籍を請求できるのは、本人、配偶者、直系の親族等に限定されています。ところが、例外で「弁護士、弁理士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、社会保険労務士、行政書士、海事代理士」の8業士は法律で他人の戸籍を請求することが認められています。それ以外の人（第3者を含む）が請求する場合は委任状が必要です。

戸籍はどのような手口で不正取得されるのですか

- ・実際にあった事例では、悪徳8業士の人間に金銭を渡し、不正取得を依頼するケースが発生しています。
- ・偽の委任状を作成して、第3者が他人の戸籍を取得する危険性があります。

戸籍はどのような犯罪に利用される恐れがありますか

### 悪質な身元調査

戸籍や住民票などを不正に取得され、本籍地や現住所が明らかになることで身元調査に悪用される危険性があります。

### ストーカー・DV被害

住所や家族関係を知られ、ストーカー被害やDV被害を受ける危険性があります。

### 金銭的な被害

銀行口座の開設や各種契約などに悪用され、詐欺行為に加担させられたり、知らないうちに借金を背負わされる等の被害にあう危険性があります。

### 戸籍の悪用

知らないうちに自分の戸籍が悪用されたり、他人が自分に成りすまして各種届出をしたり、各種証明書を偽造されたりする等の危険性があります。

# 人権啓発推進条例制定のまち しんおんせん

令和7年度 新温泉町人権標語 優秀作品

ありがとう そのひとことで ひろがるえがお

浜坂東小学校3年 まえだ 前田 いぶき 依吹 さん

いいのかな なにげなく言う そのことば

温泉小学校4年 たなか 田中 はるき 晴喜 さん

幸せを シェアしてつなぐ 笑顔の輪

夢が丘中学校3年 なかしま 仲島 かれん かれん さん

言葉より 背中で伝える 「思いやり」

照来小学校PTA おかだ 岡田 まこと 真 さん

## 新温泉町人権啓発推進条例 (平成17年10月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

(以下の条項は略)

★人権に関するご相談は★

新温泉町文化会館

電話 (0796) 82-3328

問合せ先 新温泉町文化会館 電話 (0796) 82-3328 (令和8年2月作成)